

## 序

私は、昭和五十四年十一月に九十回目の誕生日を迎えたとき、自分の波瀾多き生涯を通じ、どんな考えで、どんな行動をとってきたかを率直に物語る回顧録をまとめて子孫に残そうと決めた。約一年半で原稿ができあがった。この回顧録には、国民の間にあまり知られていない歴史上の重要な事項も含まれており、またこれからの国政の運営に関連する問題にも触れているので、一般の人びとにも読んでいただくため公刊することとした。

私の生涯を概観すると、大学を卒業するまでの間、私の頭を支配したものはもっぱら家のことであった。貧農の家に生れた私ども四人の兄弟を育ててくれた祖母と母の労苦と恩義にいかにして報いるかということだけを考えた。学業に励み、良い成績で大学を卒業しようと努力したのもそのためであった。

大正五年に大学を出て大蔵省に入ってからには国のことを考えるようになった。第一次世界大戦中に戦地ロンドンに赴任し、終戦後バリ講和会議に全権随員として参加するに及んで、国際社会における祖国日本が深く脳裏にきざみこまれた。また大正十年に帰国して理財局に勤務し、金輸出解禁、外国為替管理法制定等国際金融問題を担当するにしがって、日本の

経済国力充実の必要を強く意識するようになった。

昭和六年、満州事変が突発し、それからわが国の歴史の歯車が狂い出した。私どもは満州国承認の国是に従って新国家の建設には協力したけれども事変が中国本土へ波及することを最も恐れた。そこで大蔵省は陸軍の予算を抑えることによって事変の拡大を防止しようとした。しかしその結果は昭和十一年、二・二六事件となつてはね返り、高橋蔵相は兇弾に倒れ、理財局長として翁を補佐した私は大蔵省を去ることになった。

昭和十二年、第一次近衛内閣の組閣にあたり近衛公は私に入閣を求めた。私は考えるところがあつてこれを断わり、一官僚として協力することを約した。北支事変が起こつた。近衛首相は時局の重大化に備え首相の最高幕僚機関の構成を私に命じた。かくて企画院が創設され私はその次長に就任して公との約束を果した。

北支事変は南方に拡大し揚子江流域が戦場となるに及んで、米英両国の權益を侵す事件が続発し、両国との関係が極めて険悪となつてきた。政府はわが国が米英を相手に戦う国力を有するかどうかを緊急に調査するため極秘委員会（われわれはこれを第二委員会と呼んだ）を設け、企画院次長たる私が委員長を命ぜられた。私は現役のまま企画院に勤務している陸海軍の佐官級武官と経済関係省出身の事務官のうちから優秀者を選んで調査を分担させた。各調査官の調査を総合し、委員長自ら結論の部を執筆した。それは軍需資源の關係上、わが国は米英を相手として長期戦を戦い抜く国力を有しないといふのであつた。委員会報告案を委員

会にはかつたときまっさきに賛成したのは山本五十六海軍次官であり全員一致で報告原案を承認した。

私は委員会報告書を内閣に提出するとともに、首相の命により閣議に臨み、委員会の調査の経過と結果を詳細に説明した。発言する閣僚がなく委員会報告は閣議で諒承された。何人もの閣僚は委員長の労をねぎらつた。この閣議の状況を見て私は対米英不戦の国是が暗黙裡に決定したものと思つたが、結局開戦を阻止する力となり得なかつたのは残念なことであつた。

昭和十四年一月、平沼内閣成立にあたり私は企画院総裁に任ぜられた。平沼内閣では日独伊三国同盟を主張する陸軍大臣と他の閣僚との意合わず、五相会議を開くこと七十余回に及んだ。私は首相の幕僚として機会あるごとに三国同盟は対米英開戦につながるものとして反対意見を具申した。八月、平沼内閣の退陣にあたり私は貴族院議員（勅選議員）に任命された。

平沼内閣の後を承けて、阿部信行陸軍大将は組閣にあたり私に大蔵大臣として入閣を求めた。その際阿部大将は、大命拝受のとき陛下から対米英外交の調整を第一義にせよとのお言葉をいただいたのでその方針でやるといわれた。このことを聞いて私は即座に大蔵大臣兼企画院総裁として入閣することを承諾した。その直後欧州ではドイツと英仏諸国との間に戦争が始まつた。阿部内閣は欧州問題不介入、三国同盟反対、米英その他の諸国との外交調整の

方針で一貫した。

昭和十五年一月、阿部内閣退陣し米内内閣が成立した。さきに重慶を脱出して南京に遷都した汪精衛と和平交渉を行なうため政府は阿部前首相を特派大使として南京に派遣し、私はその顧問として同行した。和平条約締結後、私は汪政権の最高経済顧問として南京に残留し、同政権の強化による和平実現のため全力を尽くした。しかるにその間、東京では第二次近衛内閣のとき日独伊三国同盟が結ばれ、東条内閣となって大東亜戦争に突入し、祖国の運命を賭することとなった。

昭和十七年九月、内閣の召電に接し帰国すると、東条首相から大東亜省設置事務担当の國務大臣として入閣を求められた。対米英戦争は私の素志に反する戦争であり、その帰着点もわかっていたけれども、すでに戦争が始まった以上これに協力するのは国民の義務である。祖国と運命をとにもする覚悟で入閣した。

私は当時、敗戦は免れないけれども、日本民族の質と量を維持したならば国家の再建は可能なりと信じていた。要はその余力を残して戦争終結の機会をつかむことだと考えた。米軍のサイパン上陸を前にして私が大東亜大臣として政府大本営連絡会議で、非戦闘員の犠牲を避ける作戦を要請したのも右の見解に基づくものであった。私は十九年、東条内閣の退陣によって退官した。

昭和二十年十二月、私は占領軍から戦犯容疑者に指名され、巣鴨拘置所に收容された。私

の人生第一巻の終りである。

昭和二十三年十二月、釈放された私は弁護士として第二の人生を歩み始めた。私は公職追放を解除されても政界復帰の考えがなかったのであるが、友人らの強い勧めに従って昭和二十八年の参議院選挙に全国区から立候補した。

参議院議員となると、第一年に予算委員長に、次に大蔵委員長に、その次に内閣委員長に選ばれ、国政の第一線に関与するに及んで、再建途上の政治が容易でないことをしみじみと感じた。そこで引続き国会議員として祖国の再建に協力することを決意し、三十四年、四十年、四十六年の参議院選挙に連続して全国区から出馬した。

二十四年間の私の参議院議員としての活動はおおむね次の三分野に集約することができる。第一の分野は、国家と国民の安泰をはかる方策についてである。憲法第九条は戦力の保持を否定しているけれども、国際社会の現状から見て、防衛力なくしては国の安全を期し難い。憲法は国の自衛権を否定するものではないが、国家存立の基本規定について解釈上の疑義を残すのは好ましくないから第九条は改正すべきであるという意見を参議院本会議で主張した。

次に国際共産主義と呼応する国内の革命勢力の集団的暴力活動に対処する方策などの治安対策を攻究するため、自民党内に治安対策特別委員会が設けられ、私はその初代委員長として警察機動隊の整備充実その他の方策実現に努力した。さらに日教組の偏向教育、勤務評定反対闘争、全学連の国会乱入事件、日航よど号乗取り事件等について国家と国民の安泰をは

かる見地から参議院本会議で質問と警告を行なった。

第二の活動分野は高速道路の建設促進である。わが国は一般産業と文化の面で世界第一級に進んでいるのに、道路だけは世界で一番おくられている。私は中央道建設推進委員会委員長として、あるいは全国高速自動車国道建設協議会会長として、高速道路建設の急務であることを国会の内外で説き、建設計画の策定と建設予算の獲得、財源の確保等に全力を尽くした。昭和五十五年十月、私の高速道路についての顕彰碑が諏訪湖畔に建てられたとき、除幕式後のパーティで私は謝辞を述べたのであるが、その中で自分が重要なりと信じた国策のため力を尽くすことのできたのは顧みて男子の本懐であると挨拶した。

第三の活動分野は法律の世界であった。私は租税に関する民事裁判で、税法上の審査制度は納税者の救済のための制度であるのに、国税局長が審査の段階で税務署長の更正額よりも増額して決定するのは制度の趣旨に反すると主張した。池田蔵相は私の説の正しいことを認めその趣旨にそってただちに法律を改正した。法律改正後においても、税務当局の扱い方が依然改正の趣旨に合致しない事例のあることを知って、私は大蔵委員会で強くこれを難詰した。結局福田蔵相が私の意見に従って法の適用上過誤なきを期する旨を言明し、ここに納税者は安心して審査請求ができるようになった。

靖国神社法案については、私は自民党内の法案審議において、靖国神社は本質において宗教団体でないから、法人格の根拠法を宗教法人法から靖国神社法に改めさえすれば神社の維

持費を国庫から支出しても違憲とならない旨の意見を発表した。

私が三木内閣のとき参議院で展開した公正取引委員会違憲論と、昭和五十六年三月サンケイ新聞社発行の『正論』誌上で発表した公職選挙法の議員定数配分規定を違憲と断じた最高裁判決を批判した論文とは、ともにわが国の憲法上の重要問題を扱ったものであり、老法律家の精魂をこめた研究成果である。

前者については、私の違憲論に対し学界には正面からの反対論はない。公正取引委員会の独禁法上の処分が違法であるとして訴訟が提起された場合に、私の説が争点の一つとなり判決の対象となる機会があるであろう。後者については、昭和五十五年の衆議院議員選挙の効力を争う訴訟がすでに上告審に係属している。最高裁が私の批判に耳を傾けるかどうか、私は多大の関心をもって事件の成行きを見守っている。

私は長野中学受験という私の第一の人生の進路を指示された祖母と母と宮崎先生の霊前に本書を供え感謝の意を表したいと思う。次に、参議院選挙に立候補という私の第二の人生の進路を指示し強い支援を与えられた堀朋近、鳥井信治郎、中山重隆三翁の霊前に本書を供え感謝の意を表するものである。また私が四回の参議院選挙に徹底した理想選挙で当選することのできたのは、手弁当で私の選挙を支援してくれた同志の極めて多かったことを示すものである。長野県内の選挙を統括された小坂武雄、松橋久左衛門両氏をはじめ全国の多数の同志に対し本書をもって報告に代えらるとともに深甚の謝意を表する次第である。とくに苦戦し

た四十六年の選挙に当選し得たのは、手島郁郎先生の率いる幕屋の皆さんの支援に負うところ大であった。また手島先生は私の心の師であった。謹んで本書を師の霊前に供え感謝の意を表します。

本書の刊行については、講談社の山本康雄、辻啓延、秋山信夫諸氏の格別のお世話になった。厚く謝意を表する次第である。

昭和五十六年十月

青木一男

## 目次

序

### 前編 祖国の興亡に直面して

第一章	青木の生れた村と家	4
第二章	運命の転機、長野中学に入学	9
第三章	一高時代の思い出	14
第四章	東京帝国大学時代の回顧	17
第五章	大蔵省に就職の経緯	21
第六章	第一次世界大戦中に大西洋を渡る	25
第七章	戦時下のロンドン生活	28
第八章	パリ講和会議とドイツ賠償問題	31

第九章	スパー会議と青木のハンガーストライキ	35
第一〇章	四年ぶりの帰国	39
第一章	関東大震災と支払猶予令	41
第二章	漢冶萍公司に対する借款とわが国製鉄業の創始	45
第三章	預金部資金運用制度の改革	49
第四章	昭和の金融恐慌	52
第五章	金輸出解禁問題の経緯	57
第六章	わが国の貿易外收支統計の作製	65
第七章	満州事変の突発と青木に課せられた特殊使命	68
第八章	井上蔵相の頑張り	70
第九章	高橋蔵相による金輸出再禁止	73
第二〇章	満州建国と通貨問題	76
第二一章	外国為替管理法の制定と高橋是清翁の思い出	83
第二二章	横浜正金銀行の旧露国政府預金の時効適用についての国会の論戦	91
第二三章	帝人事件で司法ファッショと戦った大蔵省の同僚と三土忠造先生	98

第二四章	二・二六事件で大蔵省を去る	119
第二五章	近衛内閣の成立と企画院の創設	124
第二六章	北支事変の勃発と軍の使用通貨の問題	128
第二七章	満州経営と外資導入問題	130
第二八章	企画院の物資動員計画	132
第二九章	第二委員会の報告	134
第三〇章	国家総動員法の制定	137
第三一章	平沼内閣で企画院総裁	145
第三二章	阿部内閣の大蔵大臣兼企画院総裁に	148
第三三章	地方分与税制度の創設	151
第三四章	阿部特派大使顧問として南京に赴く。新通貨の創造	154
第三五章	信念の政治家汪精衛先生の思い出	159
第三六章	対米戦争回避の建白書	164
第三七章	対米英戦争に突入	166
第三八章	大東亜大臣として入閣	170

第三九章	对支政策の転換	172
第四〇章	大東亜相として占領地域一巡	174
第四一章	大東亜会議	181
第四二章	一億玉碎の思潮に抵抗	187
第四三章	東条内閣総辞職で退官	189
第四四章	戦争末期における貴族院の法律論争	191
第四五章	玉音放送による戦争の終結	197
第四六章	戦犯容疑者として逮捕さる	203
第四七章	ハンマック検事との問答	204
第四八章	獄中で和歌を学ぶ	206
第四九章	巢鴨の同僚の思い出	211
第五〇章	獄庭に囲碁講座を開く	221
第五一章	東京裁判の被告の横顔	223
第五二章	八幡神社と木曾駒物語	234
第五三章	挽歌	236

第五四章 釈放 240

後編 戦後再建期に政治家として法律家として

第一章	弁護士登録と最初の事件	244
第二章	貨幣価値の変動と事情変更の原則についての訴訟	246
第三章	税法上の審査制度の本質に関する青木の信念 ——その一、富士産業事件——	250
第四章	成城学園の思い出	265
第五章	参議院出馬とその政策	269
第六章	青木の憲法改正論と憲法調査会法成立の経緯	272
第七章	憲法第九条戦争放棄の条項はマッカーサーの発案かそれとも幣原首相の発案か	281
第八章	金融機関の資金運用統制法の制定に反対	293
第九章	日ソ国交回復と領土に関する付帯決議	295
第一〇章	青木と囲碁の道——その一——	297

第一章	反共理念と治安対策	306
第二章	日教組の偏向教育等に関する参議院本会議の質問	309
第三章	高速道路建設に力を入れるに至った動機	317
第四章	国民所得倍増計画と所得格差の是正	321
第五章	中央道と東海道の抗争	323
第六章	東京―富士吉田線着工の経緯	327
第七章	中央道の路線を諏訪回りに変更した経緯	329
第八章	欧米の高速道路視察旅行	334
第九章	道路政策に関する予算委員会における青木の質問と政府答弁の要旨	343
第二〇章	建国記念日の制定の思い出	353
第二一章	知事四選禁止法案に反対	355
第二二章	自由主義国は何ゆえに共産主義を嫌い共産革命を恐れるか	357
第二三章	靖国神社法案と青木の意見	364
第二四章	碓氷アプト式鉄道の生誕とその終焉	378
第二五章	昭和三十五年の全学連の国会乱入事件に関する青木の緊急質問	383

第二六章	全国高速自動車国道建設協議会会長として	392
第二七章	台湾囲碁の旅と蔣総統との会見	394
第二八章	青木と囲碁の道―その二―	409
第二九章	善光寺日本忠霊殿の造営	418
第三〇章	円のデノミネーションに関する国会質問	421
第三一章	日航よど号乗っ取り事件に関する参議院本会議における緊急質問と答弁の要旨	432
第三二章	聖観音の建立	447
第三三章	審査制度の本質に関する青木の信念	448
	―その二、参議院大蔵委員会の質問―	
第三四章	阿波丸事件に関する参議院大蔵委員会の質問	456
第三五章	阿波丸事件に関する参議院予算委員会の質問	471
第三六章	手島郁郎先生を偲ぶ	476
第三七章	イスラエル軍のエンテベ空港救出作戦についての講演	480
第三八章	青木が国会で展開した公正取引委員会違憲論	483

第三九章	理想選挙に徹した青木の四回の参議院選挙	504
第四〇章	青木のゴルフ履歴書	510
第四一章	ベロン大統領とアルゼンチンの印象	516
第四二章	靖国神社白鳩の社	523
第四三章	キャンベラの列国議員同盟会議とオーストラリアの大観	525
第四四章	陳誠副総統との会見と金門島訪問	534
第四五章	日華関係議員懇談会メンバーの台湾訪問	537
第四六章	公職選挙法の議員定数配分規定を違憲と断じた最高裁判決は憲 法法律に違反している	543
第四七章	諏訪湖畔に青木の顕彰碑建立	558
青木一男経歴		564